

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

### 香川県人事委員会規則第5号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 行政職給料表級別標準職務表（第3条関係）		別表第1 行政職給料表級別標準職務表（第3条関係）	
職務の級	標準職務	職務の級	標準職務
略		略	
4級	<u>1 本庁の課長補佐の職務又はこれに相当する職務</u> <u>2 困難な業務を処理する主任の職務又はこれに相当する職務</u>	4級	<u>本庁の課長補佐の職務又はこれに相当する職務</u>
略		略	
別表第3 研究職給料表級別標準職務表（第3条関係）		別表第3 研究職給料表級別標準職務表（第3条関係）	
職務の級	標準職務	職務の級	標準職務
略		略	
3級	<u>1 試験研究機関の主席研究員の職務又はこれに相当する職務</u> <u>2 試験研究機関の困難な業務を処理する主任研究員の職務又はこれに相当する職務</u>	3級	<u>試験研究機関の主席研究員の職務又はこれに相当する職務</u>
略		略	
別表第5 医療職給料表(二)級別標準職務表（第3条関係）		別表第5 医療職給料表(二)級別標準職務表（第3条関係）	
職務の級	標準職務	職務の級	標準職務
略		略	
5級	<u>1 小豆総合事務所の課長、保健福祉事務所の課長、食肉衛生検査所の課長若しくは家畜保健衛生所の課長の職務又はこれらに相当する職務</u> <u>2 特に困難な業務を処理する主任の職務</u>	5級	<u>小豆総合事務所の課長、保健福祉事務所の課長、食肉衛生検査所の課長若しくは家畜保健衛生所の課長の職務又はこれらに相当する職務</u>
略		略	

別表第6 医療職給料表(三) 級別標準職務表(第3条関係)

職務の級	標準職務
略	
5級	1 小豆総合事務所の課長若しくは保健福祉事務所の課長の職務又はこれらに相当する職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
略	

別表第18 行政職給料表初任給基準表(第11条関係)

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度	1級29号給
	短大卒業程度	1級19号給
	高校卒業程度	1級9号給

備考 略

別表第19 公安職給料表初任給基準表(第11条関係)

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度	1級25号給
	高校卒業程度	1級5号給

備考 略

別表第20 研究職給料表初任給基準表(第11条関係)

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度	2級5号給
	短大卒業程度	1級19号給
	高校卒業程度	1級9号給

備考 略

別表第22 医療職給料表(二) 初任給基準表(第11条関係)

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学卒	2級5号給
獣医師	大学6卒	2級17号給
	大学卒	2級5号給

別表第6 医療職給料表(三) 級別標準職務表(第3条関係)

職務の級	標準職務
略	
5級	小豆総合事務所の課長若しくは保健福祉事務所の課長の職務又はこれらに相当する職務
略	

別表第18 行政職給料表初任給基準表(第11条関係)

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度	1級25号給
	短大卒業程度	1級15号給
	高校卒業程度	1級5号給

備考 略

別表第19 公安職給料表初任給基準表(第11条関係)

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度	1級21号給
	高校卒業程度	1級1号給

備考 略

別表第20 研究職給料表初任給基準表(第11条関係)

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度	2級1号給
	短大卒業程度	1級15号給
	高校卒業程度	1級5号給

備考 略

別表第22 医療職給料表(二) 初任給基準表(第11条関係)

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学卒	2級1号給
獣医師	大学6卒	2級13号給
	大学卒	2級1号給

栄 養 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
視 能 訓 練 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
	短 大 2 卒	1 級 15 号 給
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 11 号 給
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 15 号 給
	高 校 卒	1 級 5 号 給
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
	短 大 2 卒	1 級 15 号 給
	高 校 卒	1 級 5 号 給
そ の 他	高 校 卒	1 級 5 号 給

備考 略

別表第23 医療職給料表(三) 初任給基準表 (第11条関係)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 級 13 号 給
	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
看 護 師	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
	短 大 2 卒	2 級 5 号 給

栄 養 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 卒	1 級 11 号 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 卒	1 級 11 号 給
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
視 能 訓 練 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
	短 大 2 卒	1 級 11 号 給
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 給
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 給
	高 校 卒	1 級 1 号 給
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
	短 大 2 卒	1 級 11 号 給
	高 校 卒	1 級 1 号 給
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 給

備考 略

別表第23 医療職給料表(三) 初任給基準表 (第11条関係)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 級 9 号 給
	短 大 3 卒	2 級 5 号 給
看 護 師	短 大 3 卒	2 級 5 号 給
	短 大 2 卒	2 級 1 号 給

准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 5 号 給
---------	----------	-----------

備考

1・2 略

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級17号給、「短大2卒」にあつては2級13号給とする。

別表第24 大学教育職給料表初任給基準表（第11条関係）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助教 助手	博士課程修了（大学6 卒後の課程に限る。）	<u>1 級 4 1 号 給</u>
	博 士 課 程 修 了	<u>1 級 3 3 号 給</u>
	博 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了	<u>1 級 1 7 号 給</u>
	大 学 6 卒	
	大 学 卒	<u>1 級 5 号 給</u>

准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 1 号 給
---------	----------	-----------

備考

1・2 略

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第24 大学教育職給料表初任給基準表（第11条関係）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助教 助手	博士課程修了（大学6 卒後の課程に限る。）	<u>1 級 3 7 号 給</u>
	博 士 課 程 修 了	<u>1 級 2 9 号 給</u>
	博 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了	<u>1 級 1 3 号 給</u>
	大 学 6 卒	
	大 学 卒	<u>1 級 1 号 給</u>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。